ウラシル要求性遺伝子（URA3） Orotidine-5'-phosphate decarboxylase	サッカロミセス・セレビシエ *Saccharomyces cerevisiae*
TRP1トリプトファン要求性マーカー Phosphoribosylanthranilate isomerase	サッカロミセス・セレビシエ *Saccharomyces cerevisiae*
フレオマイシン耐性遺伝子（*phl*） Phleomycin resistance gene	スタフィロコッカス・アウレウス *Staphylococcus aureus*
テトラサイクリン耐性遺伝子 Tetracycline resistance gene	スタフィロコッカス・アウレウス *Staphylococcus aureus*
チオストレプトン耐性遺伝子（*tsr*） Thiostrepton resistance gene	ストレプトマイセス・アズレウス *Streptomyces azureus*
*umu*遺伝子 *umu* gene	エシェリキア・コリ *Escherichia coli*
ウラシル合成遺伝子 Ura3 / Orotidine-5'-phosphate decarboxylase	カンジダ・ボイジニ *Candida boidinii*
相同組換え認識配列attR1	ラムダ　ファージ λ phage
相同組換え認識配列attR2	ラムダ　ファージ λ phage
（6）タグ	
ヘパリン結合ドメインポリペプチドの構造遺伝子 Fibronectin / 細胞接着基質蛋白質のヘパリン結合ドメイン	ヒト
FLAG-tag	化学合成
Flpリコンビナーゼ認識配列	サッカロミセス・セレビシエ（2μmプラスミド由来） *Saccharomyces cerevisiae*（2μm plasmid）
グルタチオン S-トランスフェラーゼ（GST） Glutathione S-transferase (2.5.1.18)	日本住血吸虫（シストソーマ・ジャポニカム） *Schistosoma japonicum*
His-tag	化学合成
Xpress epitope tag Xpress epitope tag	化学合成

（注釈）

⑴　別表第一左欄の宿主及び別表第二右欄の由来生物の表記は、慣用名、微生物学用語集第５版（日本細菌学会）、別表第二左欄の挿入ＤＮＡの表記は、生化学辞典第３版及び第４版（日本生化学会）によるものである。

⑵　別表第二右欄の由来生物（限定条件）は、別表第二左欄の挿入ＤＮＡに対応する右欄の由来生物に限定する。

⑶　長期利用等によってＧＩＬＳＰとされている宿主のアスペルギルス・オリゼ（*Aspergillus oryzae*）、コリネバクテリウム・グルタミカム（*Corynebacterium glutamicum*）、ゲオバシラス・ステアロサーモフィラス（*Geobacillus stearothermophilus*）、サッカロミセス・セレビシエ（*Saccharomyces cerevisiae*）については、株の違いを問わず別表第一に記載されている宿主とし、これら以外は別表第一に記載されている株に限定する。

⑷　別表第一のベクターは、プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列の挿入、欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても別表第一のベクターと同等なものとして扱うものとし、また、別表第一のベクターに存在する耐性マーカー等の欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても同等なものとして扱うものとする。

ただし、当該改造によって水平伝播を生じさせるおそれがある場合は、この限りではない。

⑸　別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部が改造されたものであっても、産生される物質の機能上の基本的性質に著しい変化が認められない場合は、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

また、別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部のＤＮＡを使用したものであっても、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

⑹　別表第二の挿入ＤＮＡが合成ＤＮＡであっても、当該挿入ＤＮＡが発現することにより産生される物質が生理活性を有する場合には、天然ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

⑺　プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列は、生物多様性影響及びヒトへの健康影響を考慮した場合、その影響の可能性が認められないと判断されることから、安全性評価の対象としないものとし、別表第二の挿入ＤＮＡに記載しないものとする。

⑻　別表第一の宿主・ベクターに別表第二の挿入ＤＮＡを組み合わせて構成された遺伝子組換え微生物は、科学的知見の充実等によって、生物多様性影響及びヒトへの健康影響が認められる場合は、当該別表に含まれないものとする。（法第13条第１項に基づく大臣確認が必要となる。）

⑼　この別表は、今後の科学的知見の充実等によって見直し、追加又は削減する場合がある。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３５３号

群馬県高崎市石原町3439番地48
債務者　江口　幸夫
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月８日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２９号

群馬県太田市龍舞町1757番地
債務者　武井　俊夫
１　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂木　一博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７２８１号

奈良県生駒市さつき台１丁目680番地の１、住民票上の住所大阪市中央区上汐２丁目２番６号
債務者　大野　定俊
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　入江　寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４号

広島市安佐北区三入東１丁目32番８号
債務者　神畠　眞
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　住田　稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６６号

広島市西区庚午北４丁目５番７―102号
債務者　今井　浩爾
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　郷平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０１号

広島市南区西旭町５番26―301号
債務者　立花晋二郎
１　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　紀史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部